

第1章 計画の策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、鹿角市防災会議が作成する計画であって、鹿角市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮して、市の地域及び住民の生命・身体並びに財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、県の防災基本計画に基づき、市の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有するものである。従って、他の計画等で定める防災に関する部分は、この計画と矛盾し又は抵触するものであってはならない。

また、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触するものではない。

- 2 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、実施細目等については、関係機関において別途定めるものとする。

また、防災関係機関は、平時から防災に関する研究・訓練・研修等を行うなど、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対して周知を図り、効果的な運用ができるように努めるものとする。

- 3 この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく鹿角市国土強靱化地域計画（令和3年3月策定）を指針とするものである。

4 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

災害対策基本法	災害対策の基礎的施策を定めた法律	昭和36年法律第223号
災害救助法	被災者に対する応急的・一時的な救助を定めた法律で知事が行い、市町村長はこれを補助する	昭和22年法律第118号
激甚災害法	激甚災害に対処するための財政支援等に関する法律	昭和37年法律第150号
市	鹿角市	
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	災害対策基本法第2条第4号から第6号の規定によるそれぞれの機関	
市地域防災計画	鹿角市が作成する地域防災計画	
県地域防災計画	秋田県が作成する地域防災計画	
防災業務計画	指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長が防災基本計画又は県地域防災計画に基づき作成する防災に関する計画	

第3節 計画の対象となる災害

この計画は、次の災害対策について定めたもので、「国民保護」等については、それぞれの計画に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、火山噴火、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害(鉄道・自動車事故等)、産業災害、その他の大規模な人為的な事故

第4節 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

県、市町村及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業、Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)やグリーンインフラによる取組を推進するほか、市町村は、立地適正化計画の策定時に誘導区域にハザードエリアが残存する場合、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付けるなど、災害に強いまちづくりの形成を図る。加えて、住宅、教育・医療等の公共施設・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施するとともに、大規模地震後の水害などの複合災害も念頭に置いた事前防災の取組を推進する。さらに、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者(以下、「要配慮者」という。)や女性、並びに男女共同参画の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関

する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、男女双方の視点や、高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、政策・方針決定過程及び防災の現場における男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。

さらに、市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備など、加えて、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める時はこれを補完・修正する。

第2章 防災に係る基本的事項

第1節 防災に関する組織及び実施責任

第1 鹿角市防災会議

鹿角市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条及び鹿角市防災会議条例（昭和47年条例第87号）に基づいて設置された機関であり、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

1 会長

会長は、市長をもつて充てる。

2 委員

委員は、次に掲げる者をもつて充て、委員の定数は27人以内とする。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 鹿角市教育委員会の職員のうちから市長が任命する者
- (6) 鹿角広域行政組合消防長及び鹿角市消防団長
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

3 専門委員

防災会議には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。

第2 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助するとともに、災害時における相互協力体制の構築を図るなど、活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

地域内の住民は、それぞれの立場において実施できる防災活動を行うよう努めるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿角市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集・伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること。 5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること。 6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。 7 その他地域防災の推進に関すること。

第2 鹿角広域行政組合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿角広域行政組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防力等の整備に関すること。 2 防災教育訓練に関すること。 3 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 4 災害時の避難、救助及び救急に関すること。 5 災害に関する情報収集、伝達及び被害の調査報告に関すること。 6 災害時の市消防団との連絡調整に関すること。 7 災害対策本部の消防業務の分担に関すること。 8 その他災害対策に関すること。

第3 県の機関

機関の名称		処理すべき事務又は業務の大綱
秋田県		<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用実施に関すること。 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること。 8 市町村防災業務の助言・調整に関すること。
鹿角地域振興局	総務企画部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域災害対策部の庶務に関すること。 2 災害情報及び被害状況の収集報告に関すること。 3 市町村との連絡調整に関すること。 4 要望及び陳情に関すること。 5 災害広報に関すること。 6 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 救援物資、災害見舞金等の受付・保管に関すること。 8 管内地方機関との連絡調整に関すること。 9 地域災害対策部の他班に属しない事項に関すること。
	福祉環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること。 2 要援護世帯のり災援護に関すること。 3 社会福祉施設の災害復旧に関すること。 4 医療・救護に関すること。 5 防疫・清掃に関すること。 6 保健衛生関係の被害調査に関すること。
	農林部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害防止ならびに災害応急復旧に関すること。
	建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害防止及び災害応急復旧に関すること。 3 水防警報等の発表・伝達に関すること。
	その他の機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援・協力に関すること。
鹿角警察署		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害及び交通情報の伝達に関すること。 2 被災者の救助・保護及び避難の指示に関すること。 3 遺体(行方不明者)の捜索及び検視に関すること。 4 災害時における交通規制及び治安維持に関すること。 5 被災地域における犯罪の予防・取り締まり等社会秩序の維持。 6 関係機関との相互協力。
秋田県教育委員会		<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設等の災害対策に関すること。 2 応急教育、児童生徒の安全対策に関すること。

第4 指定地方行政機関

(1/2)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業あっせんに関すること。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
米代東部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること。 2 災害時の物価安定対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること。 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
東北地方整備局 (能代河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空保安対策に関すること。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること。
東北地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 2 復旧測量等の実施に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。

第5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること。

第6 指定公共機関

(1/2)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。
日本銀行 (秋田支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に関する広報に関すること。
日本赤十字社 (秋田県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における避難所の設置、医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。

(2/2)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事。
東日本高速道路株 (東北支社十和田管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関する事。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関する事。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関する事。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関する事。
東日本旅客鉄道(株) (盛岡支社)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事。
東日本電信電話(株) (秋田支店) (株)NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株) KDDI(株) (東北総支社) ソフトバンク(株) (仙台WW事業所)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における非常通話の運用に関する事。 3 気象警報の伝達に関する事。
日本郵便(株) (花輪郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関する事。
日本通運(株) (鹿角営業所) 佐川急便(株) (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸(株) (秋田主管支店)	1 災害時における救助物資等の輸送に関する事。
東北電力ネットワーク(株) 鹿角電力センター	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。 2 災害時における電力供給の確保に関する事。

第7 指定地方公共機関

(1/2)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿角土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
(株)秋田放送 秋田テレビ(株) 秋田朝日放送(株) (株)エフエム秋田 鹿角コミュニティFM(株)	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事。
一般社団法人 秋田県LPガス協会	1 ガス供給施設の防災に関する事。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。
秋北バス(株) 公益社団法人 秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関する事。 2 災害時の応急輸送対策に関する事。 3 緊急支援物資の輸送に関する事。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関する事。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関する事。
一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関する事。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関する事。 2 災害情報等の報道に関する事。
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関する事。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関する事。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 その他の農林業関係団体	1 市、県が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関する事。 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関する事。 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関する事。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関する事。
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関する事。 2 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関する事。 2 災害ボランティアに関する事。
商工会議所・商工会	1 市、県が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事。 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関する事。 3 災害時における物価安定対策に関する事。 4 救助用物資、復旧資器材の調達あっせんに関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事。
学校法人	1 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。 2 教育施設の防災管理並びに災害復旧に関する事。 3 被災時における応急教育対策に関する事。
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関する事。 2 災害時における燃料等の供給に関する事。

第3節 活動体制計画

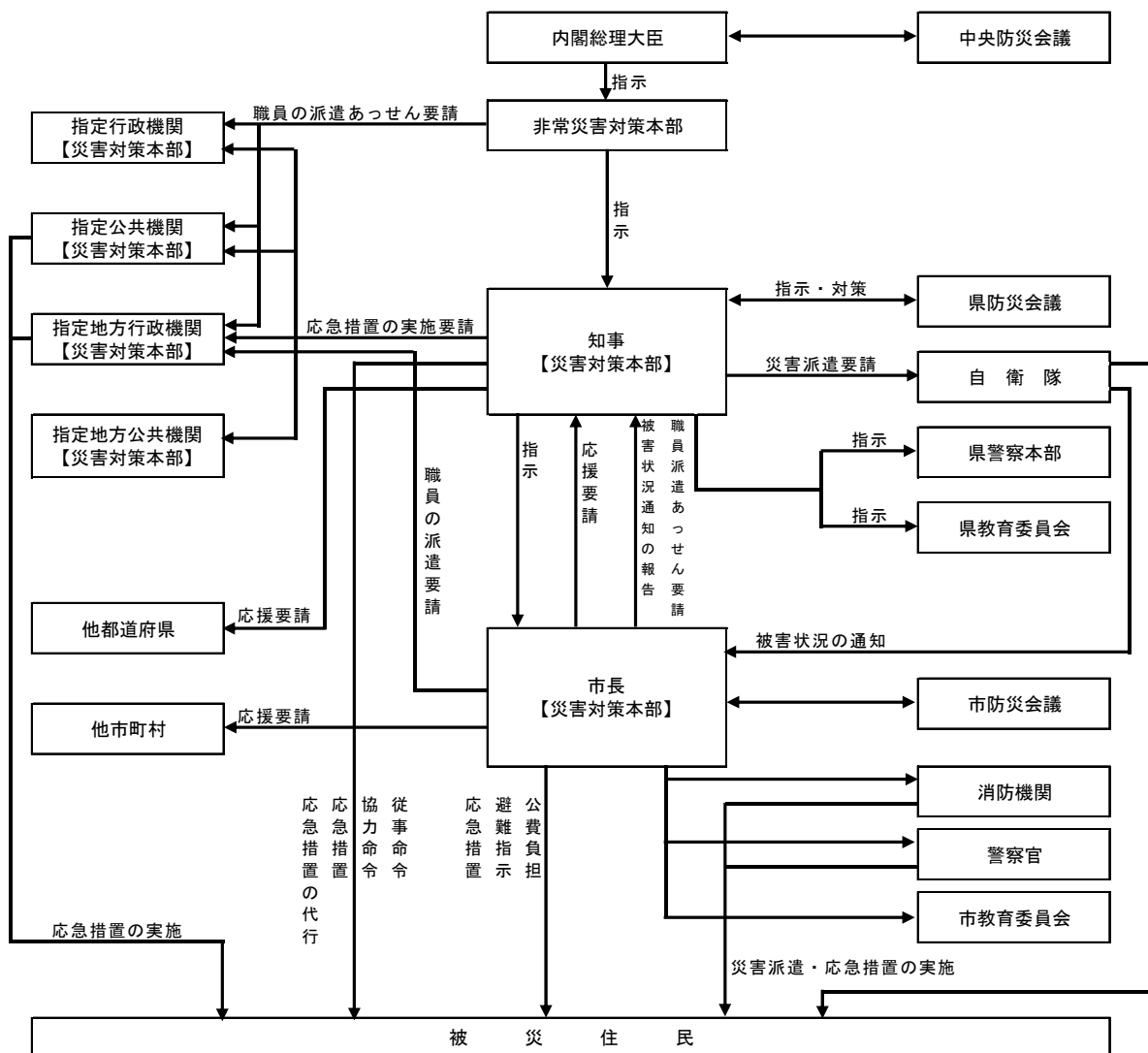
第1 計画の方針

市内に台風や豪雨などによる気象災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機や鉄道などの事故災害が発生した場合、市長は、法令及び本計画で定める県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第2 防災活動体制

市は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、市においては市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。



第3 災害対策本部等の設置基準

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。

なお、災害対策本部等の設置の通知は、市役所庁内及び支所、関係指定地方行政機関の長、県知事の関係地方機関の長、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接市町村長、一般住民に対して電話、その他の適宜の方法で周知する。

災害対策本部等設置基準

名 称	設 置 基 準	
災害対策本部 (第5動員)	【自動設置】 1 市内で震度5強以上を観測する地震が発生した場合 2 市内に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 3 噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4以上となった場合 （噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む） 4 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する災害が発生した場合 【自動設置以外】 1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、市長が必要と認めた場合	
	主要業務	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の伝達 3 住民に対する伝達 4 防災関係機関等との連絡調整 5 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施
	構 成 員	【本 部 長】 鹿角市長 【副本部長】 鹿角市副市長、鹿角市教育長 【本 部 員】 部長級等市長の任命する職員
	設置場所	市役所 第1・2・3会議室
災害警戒本部 (第4動員)	【自動設置】 1 市内で震度5弱を観測する地震が発生した場合 2 噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3となった場合 （噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む） 3 十和田で火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合 【自動設置以外】 1 相当規模の災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、総務部長が必要と認めた場合 2 その他の状況により、総務部長が必要と認めた場合	
	主要業務	災害対策本部と同じ
	構 成 員	【本部長】 総務部長 【本部長員】 総務課長及び本部長の指名する職員
	設置場所	市役所 第1・2・3会議室
災害警戒対策室 (第3動員)	【自動設置】 1 市内に震度4の地震が発生した場合 2 市内に土砂災害警戒情報が発表された場合 3 噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2となった場合 【自動設置以外】 1 市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、総務課長が必要と認めた場合 2 その他の状況により、総務課長が必要と認めた場合	
	主要業務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集 3 防災関係機関等との連絡調整
	構 成 員	【室 長】 総務課長 【室 員】 指名職員
	設置場所	市役所 総務課

災害対策本部等設置基準

(2/2)

名 称	設 置 基 準	
災害連絡室 (第2動員)	【自動設置】 1 市内に震度3の地震が発生した場合 【自動設置以外】 1 市内に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害発生のおそれがあり、危機管理監が必要と認めた場合 2 雪害については、積雪深70cm以上をめどとし、今後も引き続き降り続く可能性がある場合 3 その他の状況により、危機管理監が必要と認めた場合	
	主要業務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集 3 防災関係機関等との連絡調整
	構 成 員	【室 長】危機管理監 【室 員】指名職員
	設置場所	市役所 総務課
警戒対応 (第1動員)	【自動設置】 1 気象警報の発令（強風域外）	
	主要業務	1 気象に関する警報等の受理・伝達 2 災害情報の収集 3 防災関係機関等との連絡調整
	構 成 員	【責任者】危機管理監 【職 員】指名職員
	設置場所	市役所 総務課（警備員室）

第4 災害対策本部の代替機能の確保

市は、災害対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設をあらかじめ指定するものとする。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に災害対策本部を設置することができない場合には、知事と設置場所について協議を行う。

第1順位 鹿角広域行政組合消防本部2階災害対策室

第2順位 鹿角市福祉保健センター2階大会議室

第5 災害対策本部長等の職務代行

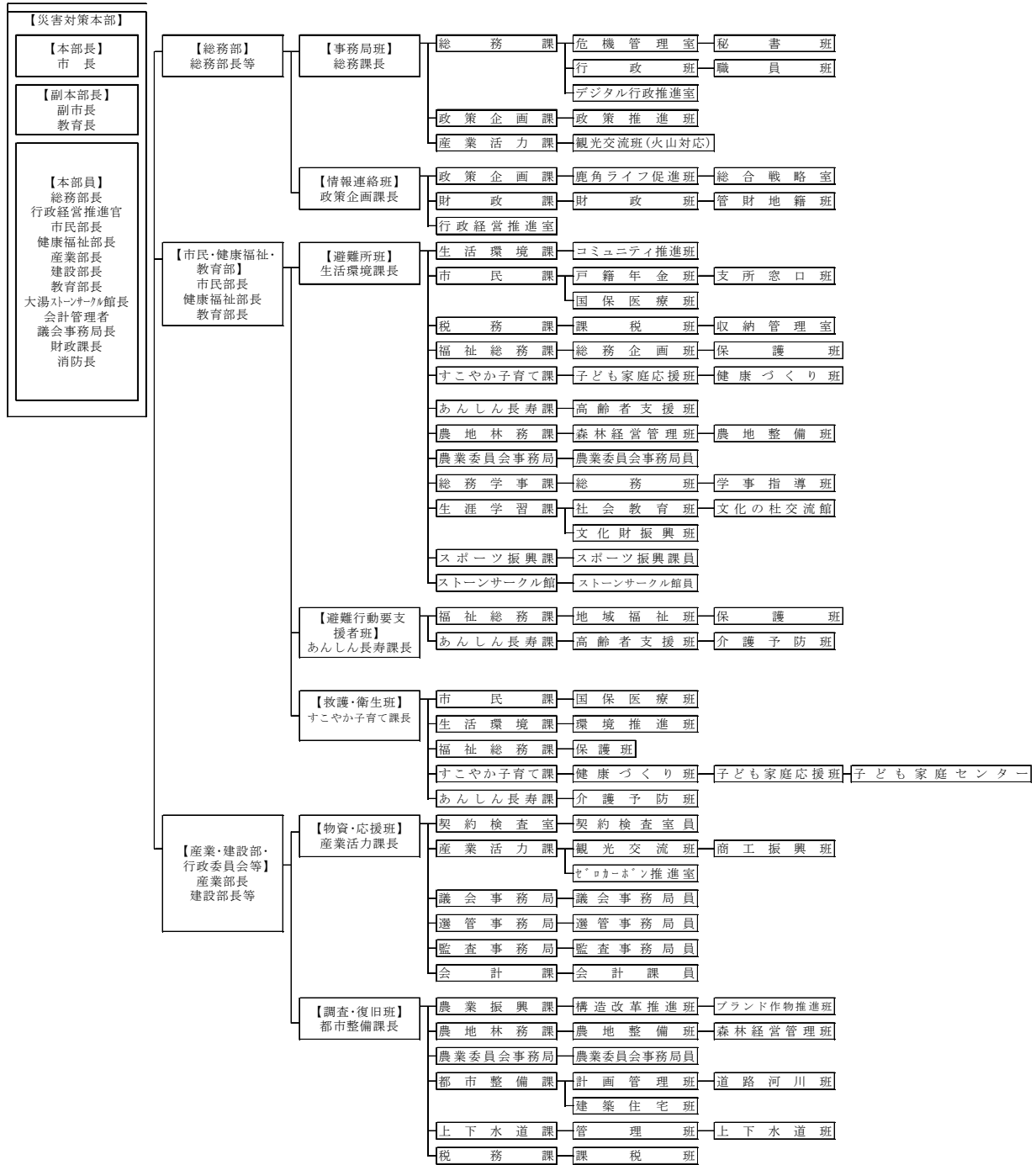
災害対策本部長

名 称	職務代理者	
	第1順位	第2順位
本部長（市長）	副市長	総務部長
副本部長（副市長）	総務部長	総務課長

災害警戒本部長、災害警戒対策室長

名 称	設置権者	職務代理者	
		第1順位	第2順位
災害警戒本部長	総務部長	総務課長	危機管理監
災害警戒対策室長	総務課長	危機管理監	行政班長

第6 災害対策本部の構成



第7 災害対策本部の各部・各班等の事務分掌

鹿角市災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1/2)

部名 (部長担当職)	班名 (班長担当職)	構成員	分掌事務 ()内=災害救助法が適用された場合の救助内容、責任分担
本部長		市長	1 避難準備情報・避難指示の決定 2 自衛隊等の派遣要請の決定 3 警戒区域の設定 4 応急公用負担等の決定 5 住民等の従事命令の決定 6 その他各班の任務の割振りその他重要事項の決定に関する事
副本部長		副市長 教育長	1 本部長の補佐
総務部	事務局 (総務課長)	総務課 政策企画課 産業活力課	1 災害対策本部の庶務(会議の開催、決定事項の周知等) 2 災害対策本部設置の関係機関への通知 3 被害情報のとりまとめ・県等への報告 4 関係機関・県・市町村への応援要請 5 関係機関の出動状況の把握 6 避難所の状況の把握 7 警報・避難指示等の検討 8 各班の業務の割振り及び連絡調整 9 車両の集中管理 10 非常通信網の確保 11 防災・防犯情報発信システムの運営 12 職員の被災状況の確認 (被害発生から一定時間を経過した後) 13 ボランティア等の受入窓口(社会福祉協議会) 14 避難指示等の解除(公示) 15 災害応急体制下の職員の執務体制の計画 16 り災証明 17 広報(記録、報道対策等) 18 各避難所への情報提供 (被害発生から一定時間を経過した後) 19 災害記録作成 20 陳情・視察団の受入 21 公用車での広報 【秋田焼山】 22 特定地域への避難指示の発令 23 居住地域への避難勧告の発令 24 JR花輪線との協議(帰宅困難者対応等)
	情報連絡班 (政策企画課長)	政策企画課 財政課 行政経営推進室	1 被害情報の収集 ① 死傷者、行方不明者 ② 家屋の全壊・半壊 ③ り災者(世帯) ④ 道路、建物 ⑤ 電気、水道、その他の被害 2 市民情報の受付 3 避難指示等の自治会長等への伝達及び広報 4 災害対応予算の管理に関する事 5 班内・他の部への応援 (被害発生から一定時間を経過した後)

第1編 総則編

第2章 防災に係る基本的事項

部 名 (部長担当職)	班 名 (班長担当職)	構 成 員	分 掌 事 務 ()内＝災害救助法が適用された場合の救助内容、責任分担
市民部 健康福祉部 教育部	避難所班 (生活環境課長)	生活環境課 市民課 税務課 福祉総務課 すこやか子育て課 あんしん長寿課 農地林務課 農業委員会事務局 総務学事課 生涯学習課 スポーツ振興課 大湯ストーンサークル館	1 第1・第2避難所の開設 2 第2避難所の物品準備 3 避難所名簿の作成 4 避難人員等の報告(事務局へ) 5 必要物品の報告(物資・応援班へ) 6 被災相談所の開設
	避難行動要支援者班 (あんしん長寿課長)	福祉総務課 あんしん長寿課	1 避難行動要支援者の避難支援に係る自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等との調整 2 避難行動要支援者状況の確認・伝達(事務局へ) 3 避難行動要支援者の避難補助 4 福祉避難所の開設 5 義援金品の受入・分配
	救護・救援班 (すこやか子育て課長)	市民課 生活環境課 福祉総務課 すこやか子育て課 あんしん長寿課	1 廃棄物処理施設、衛生施設の被害の確認 2 油漏れなど環境被害の確認 3 汚物等の処理を業者に指示 4 救護所の開設(各避難所の巡回) 5 医師会等との連絡調整 6 社協との連絡及び協力要請 7 負傷者及び死体検視関連業務 8 保健活動 9 避難所等の巡回 10 医療品等の調達 11 防疫作業
産業部 建設部 行政委員会等	物資・応援班 (産業活力課長)	契約検査室 産業活力課 議会事務局 選管事務局 監査事務局 会計課	1 避難所関連物資の調達、受付 (被害発生から一定時間を経過した後) 2 救援物資の受入・分配 3 避難所物資の運搬 4 部内の応援 5 他の部の応援
	調査・復旧班 (都市整備課長)	税務課 農業振興課 農地林務課 農業委員会事務局 都市整備課 上下水道課	1 道路、橋梁等の被害調査 2 農林施設の被害調査 3 下水道、水道施設の被害調査 4 その他公共施設(教育・福祉)施設等の被害調査 5 通行障害物の調査 6 警戒区域の設定 7 応急復旧 8 飲料水の確保、給水 9 家屋などの被害調査(罹災者報告) 10 建物等の危険度判定(全壊・半壊等) 11 仮設住宅の建設 (被害発生から一定時間を経過した後)

第8 災害対策本部等への移行措置

災害警戒本部長（総務部長）又は災害警戒対策室（総務課長）は、被害の拡大により現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生した時も、同様とする。

第9 災害対策本部等の廃止

災害対策本部長（市長）、災害警戒本部長（総務部長）又は災害警戒対策室（総務課長）は、現在の体制による応急対策が終了したと認める時は、以後の体制又は対応を定め、現在の体制を廃止する。

第10 災害対策本部等事務局

災害対策本部、災害警戒本部及び災害警戒対策室に事務局を置き、関係各課の指定職員は、災害対策の事務に従事する。

1 災害対策本部

- (1) 事務局は災害対策本部室に設置し、総務課長を事務局長とする。
- (2) 事務局長は、災害対策本部長（市長）の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策本部の各部・班及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

2 災害警戒本部

- (1) 事務局は総務課に設置する。
- (2) 事務局は、災害警戒本部長（総務部長）の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう災害対策部の各部・班、及び関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

3 災害警戒対策室

- (1) 事務局は総務課に設置する。
- (2) 事務局は、災害警戒対策室長（総務課長）の指揮の下に情報を共有し、緊急対応が円滑に行われるよう災害警戒対策室の関係各課室との連絡調整に当たるものとする。

第11 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第12 県との連絡体制

総務省の応急対策職員派遣制度等により、県から支援要請があった場合は、直ちに支援体制をとるものとする。

第13 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第4節 職員の動員・派遣計画

第1 職員の動員

災害から市民の生命・身体及び財産を守るため、市職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

1 動員基準

本庁の各部、課、室の長及び関係機関の長は、次の「災害時職員初動体制マニュアル」により所要の職員を動員配備する。

2 要員の指名

- (1) 動員数は、災害の種類、規模等により適宜増減する。
- (2) 動員の原則は全職員を対象とするが、動員基準に基づき、必要とする要員を指名する。
- (3) 指名にあたっては、勤務地と住居地の距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。
- (4) 道路の寸断等により勤務地に登庁できない場合は、自己居住地に近い施設に参集し、他班の応援にあたるものとする。

第2 動員指示の時期及び伝達

1 職員の動員は「動員基準」及び「動員伝達系統」に基づき通報する。

ただし、職員は勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、動員通報を待たずに自らの判断により登庁するものとする。

2 動員伝達系統

- (1) 職員の動員は「動員伝達系統」に定めるところにより、関係部、課、室長に伝達（通報）する。
- (2) 動員伝達の通報を受けた関係部、課、室長及び出先の長は、あらかじめ定めてある動員計画に基づいて、速やかに所属職員に伝達する。

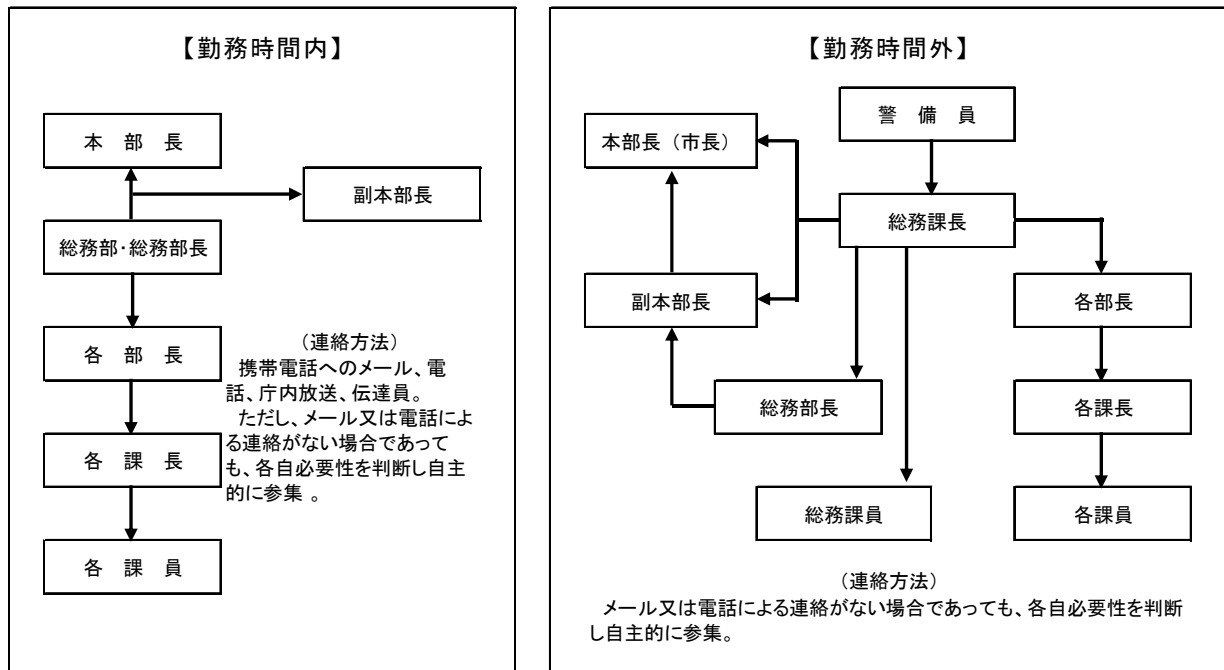
3 勤務時間外における配備体制

- (1) 職員は、災害が発生し又は発生するおそれがあることを知った時は、動員の指示をまたずに自らの判断で登庁するものとする。
- (2) 動員伝達者及び動員要員に指定されているものは、常にその所在を明らかにしておくものとする。

(3) 動員対象から除外する職員

- ・病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難であるもの。
- ・その他、各部長が認めるもの。

動員伝達系統



第3 体制の整備

県、市町村及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。

また、併せて、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。

第3章 鹿角市の状況

第1節 鹿角市の概況

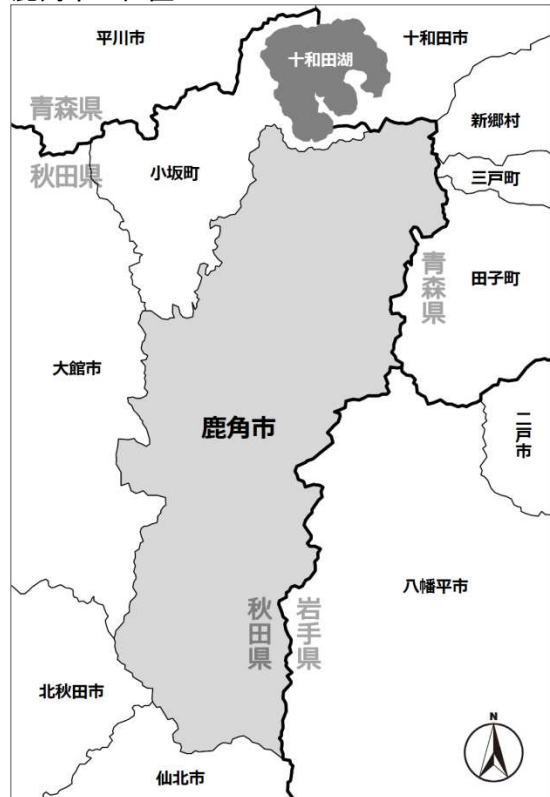
第1 自然的概況

1 位置

鹿角市は、秋田県の最北東部、北東北三県（秋田・青森・岩手）のほぼ中央に位置する。市域は東西延長 20.1 km、南北延長 52.3 km、総面積は 707.52 km²である。

市行政界の北東から東にかけては青森県の十和田市及び三戸郡（新郷村、三戸町、田子町）、岩手県八幡平市に接し、北西から南にかけては、いずれも秋田県の鹿角郡小坂町、大館市、北秋田市及び仙北市に接している。

鹿角市の位置



鹿角市の地理的条件

面積	707.52km ²
距離	東西20.1km 南北52.3km
標高	最高地1,613m 最低地87.6m
市役所の所在地	鹿角市花輪字荒田4番地1 北緯 40° 12' 46" 東経 140° 47' 34" 標高 120m

2 地勢

本市は秋田県北部を日本海に向かって貫流する米代川の最上流域にあたり、奥羽山地を構成する十和田山地（八甲田火山地、炭塚森山地、竜ガ森山地）や八幡平山地（境山火山地）などの山々が連なる。山地は火山地が大勢を占め、これらの山地に囲まれて花輪盆地が開かれ、市の都市的機能が集約されている。

鹿角市の主要な山岳・河川

主要山岳		
山岳名	標高 (m)	所在地 (市役所起点)
八幡平	1,613	南南東30km
秋田焼山	1,366	南南西28km
拇森	1,349	南南東26km
三方高	1,221	南南西22km
菰森	1,144	南南東26km
皮投岳	1,122	東南東 8km
三ツ又森	1,118	南南西28km
五の宮岳	1,115	東南 9km
一方高	1,104	南南西18km
中岳	1,044	東北東13km
四角岳	1,003	東北東14km

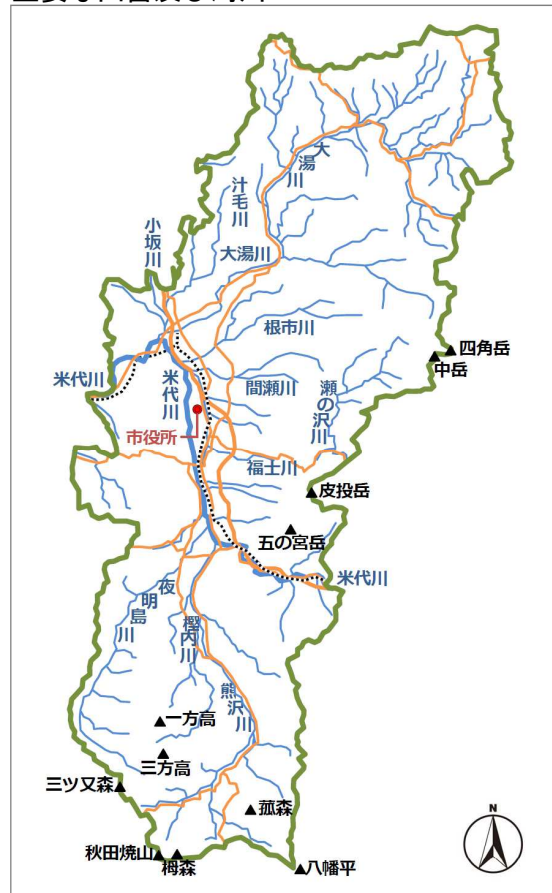
主要河川			
河川名	上流端	下流端	流路延長 (km)
米代川	岩手県安代町	日本海	137
大湯川	田代平	米代川	47
熊沢川	八幡平	〃	23
小坂川	小坂町	〃	27
富士川	皮投岳	〃	11
汁毛川	高井場山	小坂川	9
間瀬川	大森	米代川	8
根市川	諸助山	〃	8
夜明島川	三ツ又森	〃	7
瀬の沢川	中岳	〃	6
樫内川	三方高	〃	5

本市の総面積のうち約8割は林野が占める中山間地域であり、米代川とその支流である小坂川、大湯川、熊沢川、夜明島川等が流れ込む花輪盆地に形成された扇状地性低地は、農業生産の中核ともなっており、扇状地性低地を縁取る台地は果樹園や畑作地として利用されている。

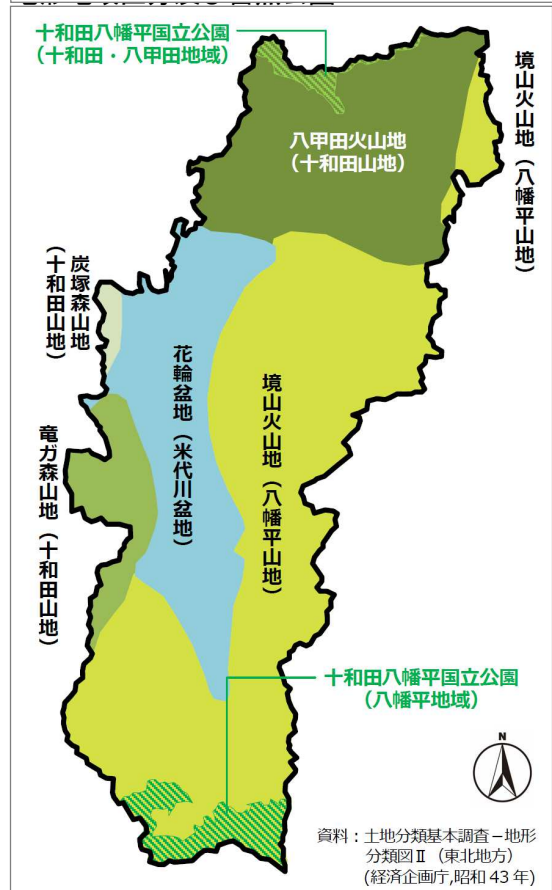
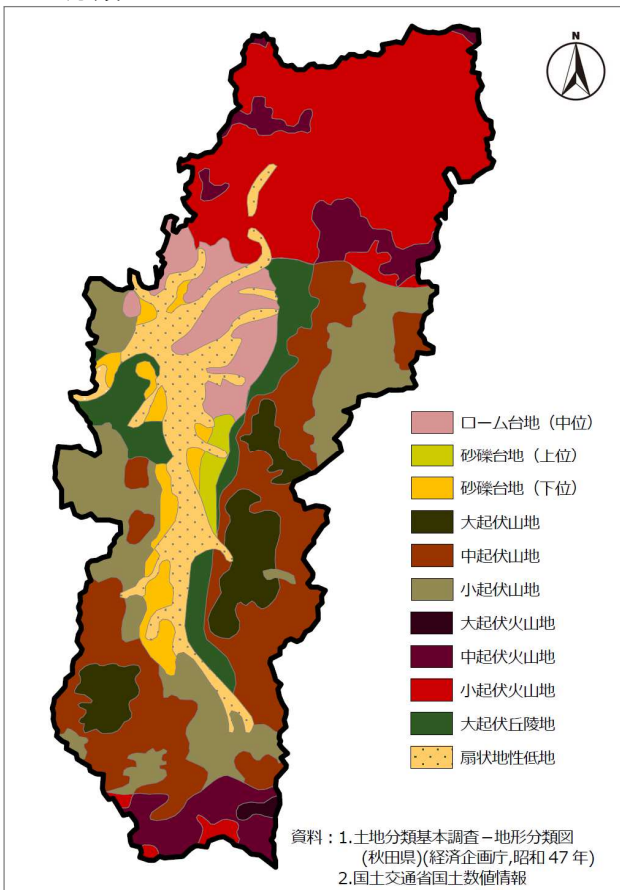
これらの低地や台地を囲んで山地が分布しているが、市域の北部と南部は火山地であり、大きな括りでは、それぞれ八甲田火山地、境山火山地と呼ばれる。

本市は、十和田や八幡平、秋田焼山など総じて火山活動に影響されて形成された地域であることから湯瀬、八幡平、大湯をはじめ各地で湧出する温泉が豊富であり、国立公園に指定されている十和田湖、八幡平の自然環境などの天然資源に恵まれた地である。

主要な山岳及び河川



地形分類



鹿角市の表層地質は、第三紀層の砂岩・泥岩・礫岩など（緑色凝灰岩含む）、第四紀層の砂礫・粘土及び溶結凝灰岩、さらに火山岩類の流紋岩類、安山岩類などからなっている。

このうち火山岩類である流紋岩類と安山岩類は市内各所に散在しており、とくに安山岩類は南部の八幡平地帯にまとまって分布している。この一帯は、第四紀火山活動のエネルギー源を地底に温存しているため、硫化水素や二酸化イオン性の火山ガス、高温の蒸気が各所で噴出ししている。

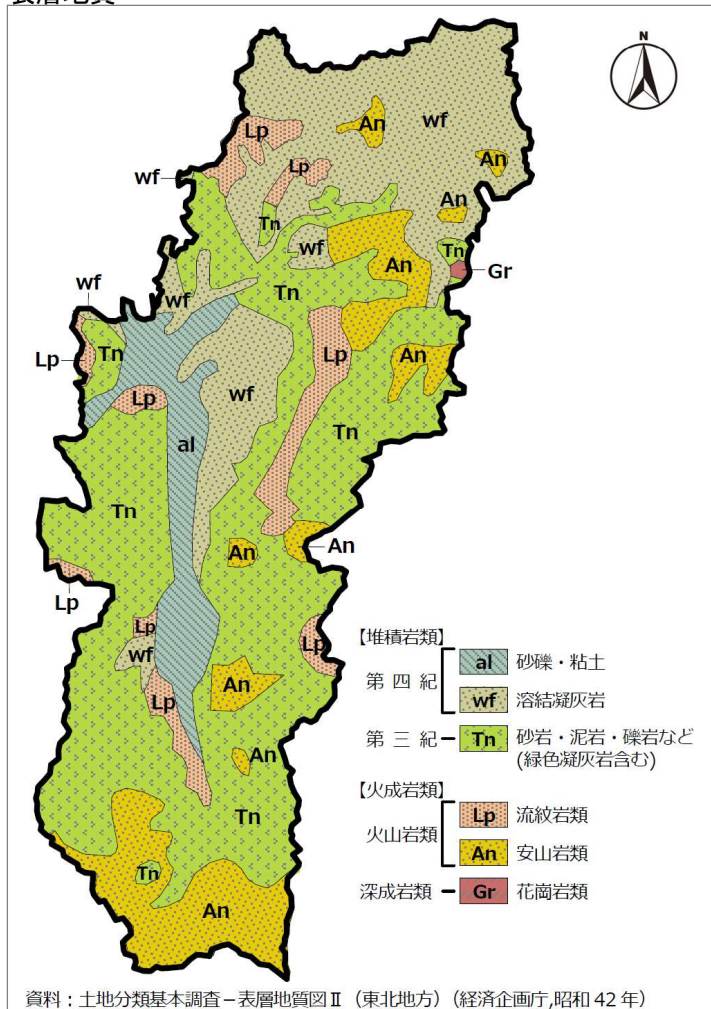
市の北部は、行政界の北側に十和田火山の噴火と陥没により形成された十和田湖を控える火山地帯であるが、表層地質の分布は溶結凝灰岩が大勢を占めるなかに流紋岩類や安山岩類が散在する程度である。

花輪盆地部は、南北に走る山岳地帯にはさまれた細長いくさび型の盆地床を西に偏して米代川本流が北流し、扇状地性低地を縁取る形で台地や丘陵地がある。これらの地域の主たる地質は、扇状地性低地では砂礫・粘土、台地や丘陵地では溶結凝灰岩及び流紋岩類となっている。

なお、花輪盆地では、北流する米代川の東側や西側の一部に河岸段丘が発達していることから、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流などの土砂災害危険箇所が多数存在する。

その他の山地帯は、概ね砂岩・泥岩・礫岩など（緑色凝灰岩含む）が大勢を占め、流紋岩類や安山岩類が各所に散在している。

表層地質



4 気象

(1) 特色

本市の中心域は山々に囲まれた内陸盆地であるため、県内の沿岸地帯に比べると一年を通じて昼夜の気温格差が大きい。風向は西寄りに偏し、風速は弱く、内陸的な盆地型気候となっている。

鹿角地域気象観測所の平年値を沿岸部の秋田市(秋田地方気象台)の平年値と比較すると、本市は年間降水量が少なく、平均気温も低い。日最高気温と日最低気温の較差や降雪の深さ合計、最深積雪も値が大きい、平均風速や日照時間の値は小さい。

鹿角地域気象観測所における平年値

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)	降雪の 深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1991～2020(H2～R2)								
資料年数	30								
1月	79.4	-2.9	0.6	-7.1	1.8	西南西	52.2	182	56
2月	68.7	-2.3	1.7	-6.9	2.0	西南西	72.0	150	69
3月	84.1	1.0	5.8	-3.7	2.1	西南西	118.5	100	50
4月	89.2	7.4	13.6	1.6	2.2	西	158.4	2	3
5月	93.1	13.8	19.9	8.0	2.0	西	185.3	0	0
6月	108.3	18.3	23.8	13.4	1.7	西北西	174.0	0	0
7月	200.6	21.9	26.8	17.9	1.5	西北西	147.0	0	0
8月	190.4	22.8	28.1	18.5	1.3	西北西	168.2	0	0
9月	149.3	18.3	24.0	13.6	1.2	北	146.7	0	0
10月	138.8	11.4	17.4	6.3	1.3	西南西	132.9	0	0
11月	136.0	5.0	10.1	0.7	1.5	西南西	87.6	13	6
12月	116.3	-0.5	3.0	-4.1	1.7	西南西	52.8	132	36
年	1454.1	9.5	14.6	4.8	1.7	西南西	1495.6	579	71

注) 平年値: 西暦年の1位が1の年から数えて30年間の値を平均して求めた値。

出典: 過去の気象データ検索(気象庁HP)

《参考》秋田地方気象台(秋田市)における平年値

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高 気温 (℃)	日最低 気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)	降雪の 深さ合計 (cm)	最深積雪 (cm)
統計期間	1991～2020(H2～R2)								
資料年数	30								
1月	118.9	0.4	3.1	-2.1	5.1	北西	39.0	100	30
2月	98.5	0.8	4.0	-2.1	5.0	西北西	64.3	79	32
3月	99.5	4.0	7.9	0.4	4.9	南東	121.5	30	14
4月	109.9	9.6	14.0	5.2	4.6	南東	168.6	1	1
5月	125.0	15.2	19.6	11.1	4.1	南東	184.9	0	0
6月	122.9	19.6	23.7	16.0	3.7	南東	179.5	0	0
7月	197.0	23.4	27.1	20.4	3.5	南東	150.3	0	0
8月	184.6	25.0	29.2	21.6	3.6	南東	186.9	0	0
9月	161.0	21.0	25.4	17.1	3.6	南東	160.8	0	0
10月	175.5	14.5	19.0	10.4	3.9	南東	143.1	0	0
11月	189.1	9.3	12.2	4.5	4.5	南東	83.2	6	3
12月	159.8	2.8	5.9	0.0	5.1	南東	45.3	58	19
年	1741.6	12.1	15.9	8.5	4.3	南東	1527.4	273	37

注) 平年値: 西暦年の1位が1の年から数えて30年間の値を平均して求めた値。

出典: 過去の気象データ検索(気象庁HP)

(2) 気象要素

本市の気象に係る各要素の概要は、以下に示すとおりである。

気象要素の概要

要素	概要
気温	<p>立秋頃がもっとも暑く、大寒から立春にかけて最も寒くなる。平均気温の平年値を見ると最高は8月、最低は1～2月である。</p> <p>年平均気温の平年値は9.4度、日最高气温の平年値は14.5度、1976年以降の最高气温の極値は平成12年7月31日の37.0℃、同じく最低气温の極値は昭和52年1月27日の-22.4℃となっており、その差は59.4℃に及ぶ。なお、鹿角市史によれば、明治37年8月21日には最高气温38.3℃を記録している。</p>
風	<p>年平均風速の平年値は1.8m/sであり、比較的風の弱い地域である。</p> <p>ただし、気象庁の統計資料による最大瞬間風速の最大は、平成28年4月17日に低気圧によりもたらされた27.9m/sで、観測の開始された平成20年以降、毎年20m/s以上を記録している。平成19年以前については、平成3年9月の台風19号による29.5m/s、昭和62年12月の季節風による21.3m/sという記録も残されている。</p>
雨	<p>本市では大雨の原因は日本海低気圧によるものが多く、他にも日本海低気圧に伴う寒冷前線、雷雨等となっており、台風によるものは比較的少ないことが特徴であったが、近年は局地的大雨や観測記録を塗り替える集中豪雨の発生が増加し、土砂災害の要因となっている。</p> <p>日最大1時間降水量108.5mm、日最大10分間降水量25.5mm、日降水量293.0mmは、いずれも平成25年8月9日の大気不安定による大雨によりもたらされた。</p>
雪	<p>雪は沿岸地方よりは多く多雪地帯に入るが、山間地としては比較的少ない。本市で最も早く初雪を見るのは11月中旬頃で、最深積雪期は2月である。</p> <p>降雪の深さ合計の平年値は621cmで、1980年以降の月最深積雪は、平成27年2月10日に観測された130cmである。</p>
日照	<p>年間を通じては、11月から2月は日照時間が少なく、4月から8月は日照時間が長い。</p> <p>年間の日照時間の平年値は1,477.8時間で、秋田市の1,527時間と比較すると少なく、盆地状の本市の地形条件を反映している。</p>
湿度	<p>本市における湿度ははっきりとした極値性はなく、年間の平均湿度は76.9%となっており、4月から6月にかけて若干湿度が低くなる。</p>
霜	<p>春と秋、移動性高気圧に覆われた夜間、放射冷却現象により霜が発生し、農作物に被害をもたらす。霜害は、発生時期により春の霜害を晩霜害、秋の霜害を早霜害と呼び、本県では春の霜害が多く発生している。</p>
梅雨	<p>東北北部における平年の梅雨入りは6月15日頃、梅雨明けは7月28日頃で、昭和26年からの統計では梅雨期間の最短記録は昭和42年の15日、最長記録は平成3年の65日である（前後5日程度の移り変わり期間を含む）。</p>
台風	<p>本県に影響を及ぼす台風は、年平均1～2個程度で、過去10年間（平成22年～令和元年）では16個（消防防災年報調べ）であった。また、台風の接近数の平年値は東北地方で2.7個となっている。</p> <p>※「接近」とは、台風の中心が気象官署から300km以内に入った場合。</p>
雷、霧、雹(ひょう)	<p>雷は、大陸から寒冷高気圧に覆われ始める10月から12月までの晩秋から初冬にかけて多く発生し、夏場の熱雷は内陸部で比較的多く発生する。</p> <p>霧は、夏から秋にかけて多く発生し、発生時間帯は夜間や早朝が多い。</p> <p>雹は、4月から5月にかけて多く発生し、花が終わり結実した果樹に被害をもたらすことがある。</p>
雪崩	<p>雪崩は「表層雪崩」と「全層雪崩」に大別され、前者は初冬から真冬にかけて多く、後者は2月下旬から3月にかけて多い。</p> <p>雪崩は積雪量が多く寒暖の差が大きい日が続く、かつ草木の少ない約30度から60度の斜面で多く発生するが、緩斜面でも発生することがあり、表層雪崩で18度以下、全層雪崩で24度以下が安全と考えられる。なお、雪崩は日射や風、雨などの気象要因にも影響されることが多い。</p>
融雪洪水	<p>融雪洪水は雪解けにより川の水量が増加するもので、大雨洪水より流量は少ないが出水の継続日数が長い。</p> <p>融雪は、気温の上昇や降雨後に起こりやすく、また雪質や風速などにも影響される。気温が10℃ならば1日に約60mm融雪する。</p>

第2 社会的、経済的概況

1 人口

国勢調査によると、本市の人口は、市誕生前の昭和30年の60,475人をピークに減少を続け、平成27年には32,038人、令和2年には29,088人にまで減少している。これは、昭和40年代から50年代にかけて市内及び近隣の鉱山が相次いで閉山し、これらの余剰となった労働力を吸収する第二次・第三次産業の就労の場が市内に充足しておらず、首都圏、地方中核都市への流出を招いたことなどが原因と考えられる。

昭和60年代から平成にかけては、定住化促進条例の制定や企業誘致による雇用の増大等の定住促進対策に努めた結果、若年者比率の上昇が見られた。しかし、雇用機会の絶対的な不足や高等教育機関への進学者の増加、都会志向等により、依然として市外への人口の流出が続いている。この若年層の人口流出は、出生率の低下、長寿社会の到来と相まって、高齢者比率の上昇を早めている状況にある。

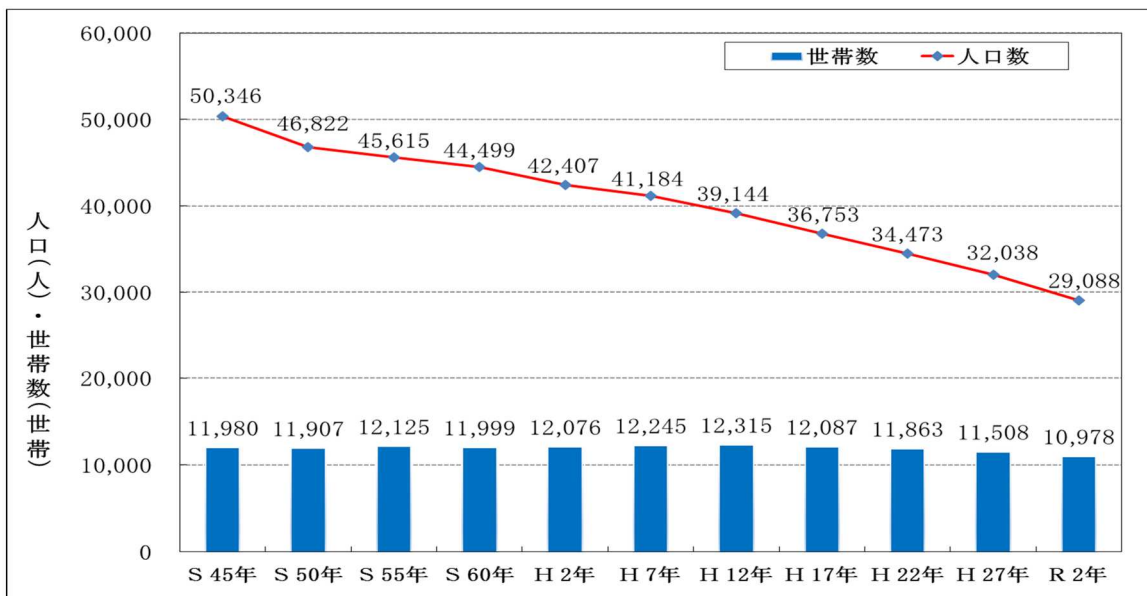
このような状況から本市では、過疎化対策が急務となっている。

世帯数を見ると、昭和30年の10,508世帯から平成12年には12,315世帯と増加傾向にあったが、令和2年には10,978世帯と、総人口の動向と同様に減少傾向となっている。これを人口の推移と併せて見ると、1世帯あたりの人口は昭和30年の5.8人に対して平成27年は2.7人、令和2年は2.6人と、核家族化の進行とともに一人暮らし高齢者世帯及び高齢者のみの世帯が増加している。

年齢階層別に見ると、令和2年現在、年少人口（0～14歳）が2,880人で総人口の9.9%、生産年齢人口（15～64歳）が14,325人（49.2%）、老年人口（65歳以上）が11,883人（40.9%）となっており、本市は約2.4人に1人が高齢者という本格的な超高齢社会に突入している。

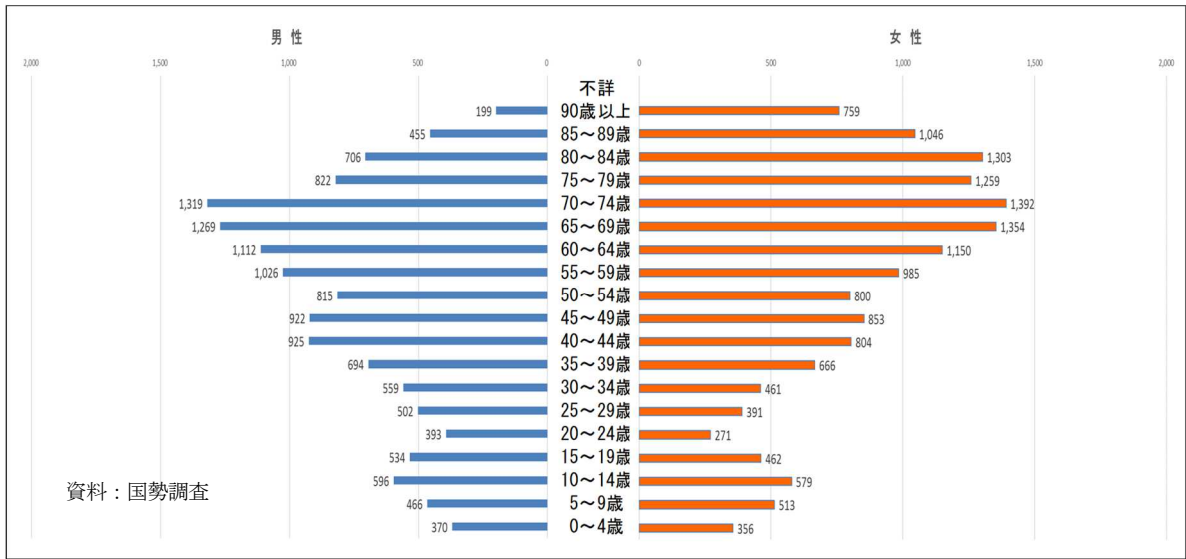
なお、地区別に昭和30年から令和2年までの人口の推移を見ると、花輪地区が20,636人から13,426人（減少率34.9%）、十和田地区が18,888人から9,641人（減少率49.0%）、尾去沢地区が11,012人から2,245人（減少率79.6%）、八幡平地区が9,939人から3,776人（減少率62.0%）となっている。

人口・世帯数の推移



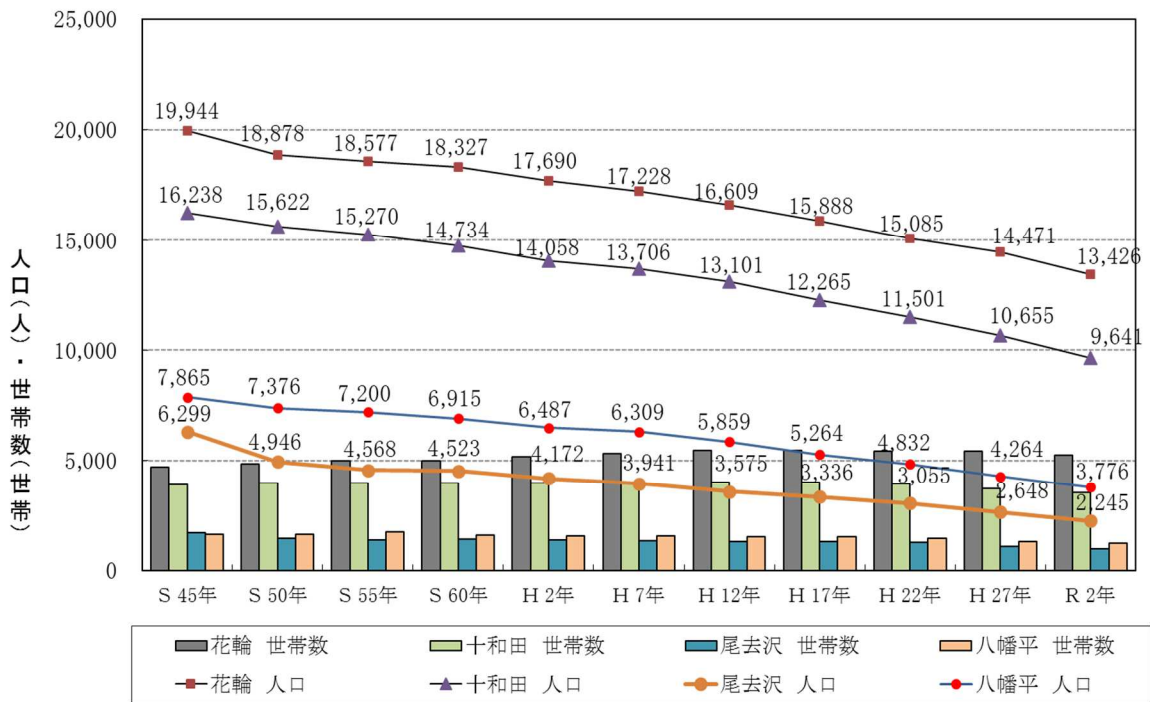
資料：国勢調査

年齢階層（5歳階級）別人口（令和2年）



資料：国勢調査

地区別人口・世帯数の推移



2 産業構造

本市の産業別就業者数（令和2年）は、第一次産業12.4%（昭和60年26.1%）、第二次産業26.7%（昭和60年28.3%）、第三次産業60.7%（昭和60年45.5%）であり、第三次産業の増加が顕著である。さらに、産業別市内総生産額（令和元年度）においても第一次産業38億円、第二次産業201億円、第三次産業715億円と第三次産業の構成比が高くなっている。

第一次産業の減少と第三次産業の増加は全国的な傾向であるが、本市ではその要因として、第一次産業における生産物価格の低迷、第二次産業における鉱業の衰退後の製造業を中心とし

た誘致企業の立地、第三次産業における豊富な観光資源を活かした観光サービス業等の増大が挙げられる。

産業別就業者数の割合（令和2年） 【資料：国勢調査】

医療、福祉	2,416人	16.8%
製造業	2,167人	15.1%
卸・小売業	1,807人	12.6%
建設業	1,666人	11.6%
農業	1,661人	11.6%
サービス業	852人	5.9%
飲食店、宿泊業	790人	5.5%
公務	588人	4.1%
運輸業	535人	3.7%
生活関連サービス業	463人	3.2%
教育、学習支援業	411人	2.9%
複合サービス事業	240人	1.7%
金融・保険業	213人	1.5%
学術研究、専門・技術サービス業	186人	1.3%
林業	115人	0.8%
電気・ガス・水道・熱供給業	86人	0.6%
不動産業	80人	0.6%
情報通信業	51人	0.4%
分類不能の産業	37人	0.3%
鉱業	7人	0.0%

3 土地利用

令和7年1月1日現在、本市の地目別土地面積は、国有林等（215.23 km²、構成比 30.43%）を除くと「山林」がもっとも広く 265.25 km²（構成比 37.49%）を占める。次いで「原野」114.00 km²（構成比 16.11%）、「田」39.29 km²（構成比 5.55%）、「畑」30.72 km²（構成比 4.34%）と続く。

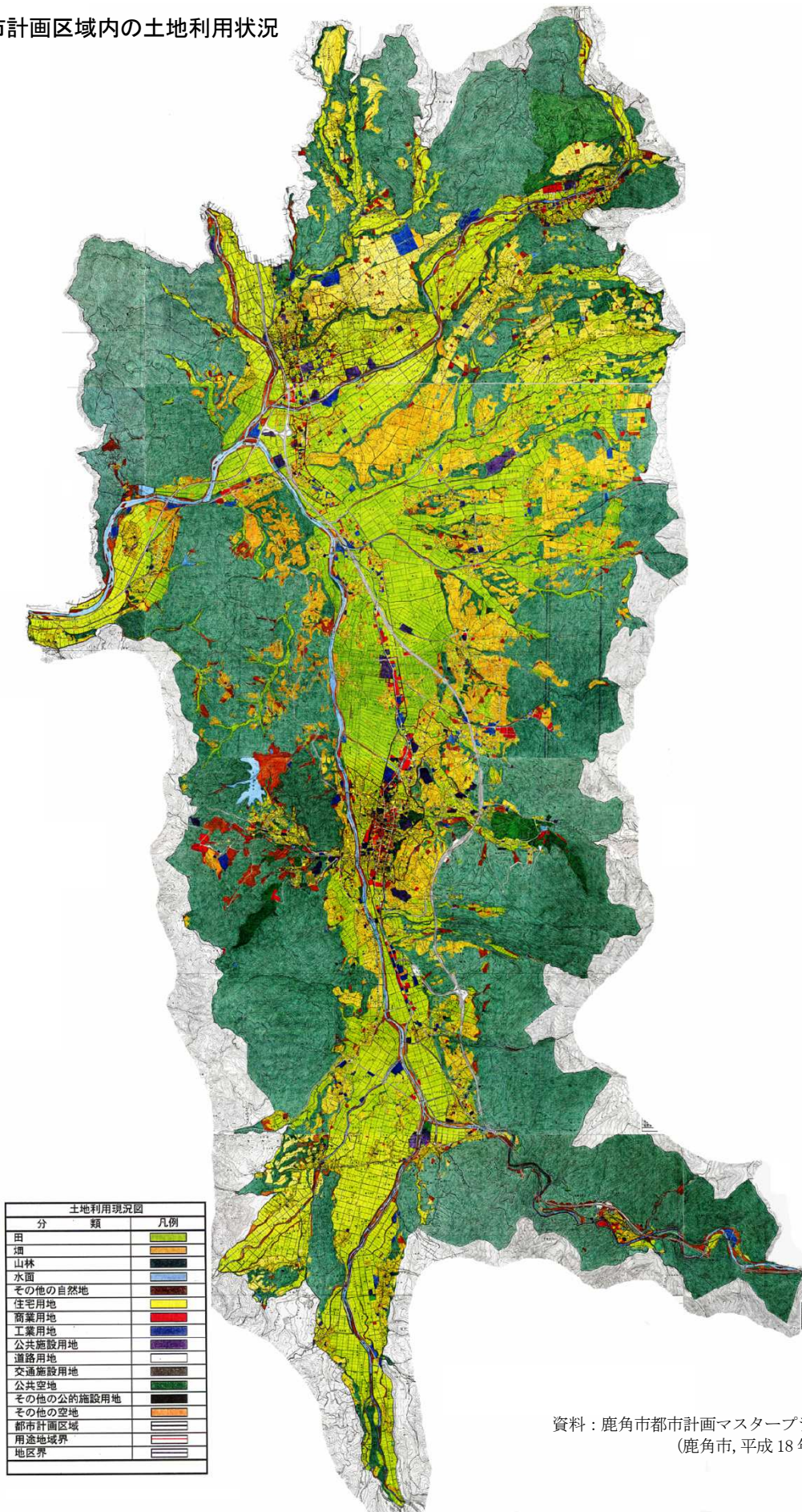
地目別土地面積の状況

令和7年1月1日現在

区 分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他	国有地等
実 数 (km ²)	707.52	39.29	30.72	11.91	265.25	114.00	31.12	215.23
構成比 (%)	100.00	5.55	4.34	1.68	37.49	16.11	4.40	30.43

資料：鹿角市税務概要

都市計画区域内の土地利用状況



資料：鹿角市都市計画マスタープラン
 (鹿角市, 平成18年)

4 道路・交通

市内を走る国道は5本であり、そのうち国道103号及び282号が市の中心を通過する。高速道路は東北自動車道が走り首都圏へ直通する。

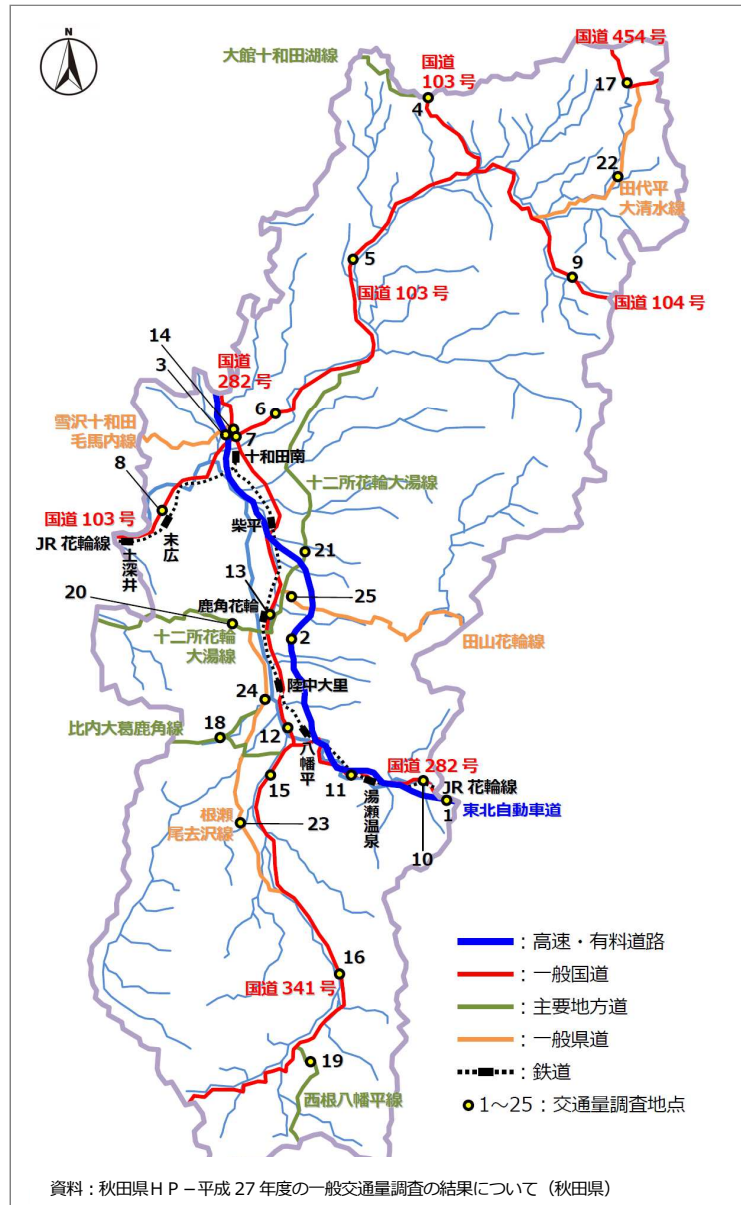
平成27年度道路交通センサスによると、24時間交通量は、国道103号の地点7、地点8及び国道282号の地点12～14で1万台を超える。これらの地点では平日混雑度が0.75～0.92に及び、国道282号の地点12及び14では平日交通容量を超過している。

なお、これらの路線はいずれも緊急輸送道路に指定されている。

鉄道はJR花輪線が走り、市内の設置駅は8駅である。

「鹿角市の統計—令和2年版」によると、令和元年の鹿角花輪駅の年間乗客数は約7万1千人、1日当たり193人、十和田南駅の年間乗客数は約5万4千人、1日当たり146人であった。

交通網及び交通量調査地点



5 建築物

「鹿角市耐震改修促進計画」(鹿角市,平成28年)によると、平成25年現在の本市の住宅は、木造戸建10,070戸、木造戸建以外1,570戸、合計11,640戸としている。このうち耐震性有りの住宅は、木造戸建で5,998戸(耐震化率59.4%)、木造戸建以外で1,457戸(耐震化率92.8%)、合計7,445戸で、耐震化率は64.0%であった。

鹿角市が所有する特定建築物については、現在56棟であり、平成27年度までにすべての耐震化を実施しており、耐震化率は100%となっている。

住宅の耐震化の状況

平成25年住宅・土地統計調査等により推計

区分	住宅総数(戸)					耐震化率 (H25年度)	目標 耐震化率 (H37年度末)
	S56以前の住宅	S56以降の住宅		耐震性有りの住宅数			
		耐震性有り	住宅				
木造戸建	10,070	4,748	666	5,322	5,988	64.00%	80.00%
木造戸建以外	1,570	471	358	1,099	1,457		
計	11,640	5,219	1,024	6,420	7,445		

資料：鹿角市耐震改修促進計画(鹿角市 平成28年)

鹿角市所有の特定建築物の現状

耐震改修 促進法第6条 第1号区分	特定建築物総数(棟)					耐震化率 (H27年度)	耐震改修・建替実施建築物 (H27年度末実績)			
	S56以前の建築物	S56以降の建築物		耐震性有りの建築物	耐震改修工事		建替・解体	耐震化率		
耐震性有		建築物	建築物							
学校	40	28	13	12	25	67.90%	15	10	5	100.00%
体育館	2	0	0	2	2		0	0	0	
事務所	1	0	0	1	1		0	0	0	
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	7	4	1	3	4		3	3	0	
ホテル又は旅館	2	0	0	2	2		0	0	0	
老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	2	0	0	2	2		0	0	0	
幼稚園、保育園	1	0	0	1	1		0	0	0	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	0	0	1	1		0	0	0	
計	56	32	14	24	38		18	13	5	

資料：鹿角市耐震改修促進計画(鹿角市 平成28年)

第3 災害履歴

本市に被害を及ぼした災害のうち、昭和30年以降に発生したもので被害の大きかったものは次のとおりである。

鹿角市災害年表

(1/3)

発生年	種別	概要
昭和31年	洪水	7月23日、花輪120mm、八幡平200mmに達する豪雨があり、夜明島川、熊沢川が増水。流域の橋10カ所流失、家屋全壊2棟、水田10町歩以上冠水、農作物、公共施設に大きな被害を受けた。
昭和36年	集中豪雨	4月4日、異常高温で春最高の暖風に、雪解けと豪雨のため、米代川流域2カ所橋流失、護岸決壊2カ所、水田40町歩冠水等4千数百万円余の被害であった。
昭和54年	暴風雨	3月31日、鹿角市全域が暴風雨に見舞われ、土木施設33件、農林水産施設26件、文化施設11件、建物一部破損80棟余の被害が発生した。
平成3年	暴風雨	<p>大型で非常に強い台風19号は、9月27日午後4時過ぎに九州に上陸し、その後北北東に進路を取り、28日朝秋田沖を通過したため、市内は暴風雨圏内に入り、全域にわたって大きな被害を受けた。</p> <p>被害概況（平成3年12月27日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：重傷1名、軽傷12名 ・住家被害：全壊21棟、半壊47棟、一部損壊850棟、合計918棟 ・非住家被害：公共建物75棟、その他2棟 ・その他：文教施設15カ所、道路30カ所、水道78戸、電話764回線、電気11,992戸 <ul style="list-style-type: none"> ・り災世帯：68世帯 ・り災者数：229人 <p>被害額：公立文教施設75,694千円 農林水産業施設346,751千円 公共土木施設11,697千円 その他公共施設 72,412千円 《小計506,554千円》 農産被害2,595,495千円 林産被害299,978千円 畜産被害31,646千円 公園被害1,744千円 商工被害220千円 建物被害1,454,805千円 《小計4,383,888千円》 【被害総額 4,890,442千円】</p>
平成9年	土砂災害	<p>5月11日八幡平熊沢国有林澄川温泉付近において大規模な地すべりが発生し、その土塊が澄川にすべり落ち、澄川、赤川、熊沢川に土石流となって流下した。流域の澄川温泉及び赤川温泉が全壊したものの、幸い人的被害はなかった。</p> <p>被害概況（平成9年5月25日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物：澄川温泉9棟（全壊）、赤川温泉7棟（全壊） ・道路：国道341号赤川橋付近一部埋没、市道澄川線一部決壊、市道赤川線全線埋没 ・橋：国道341号赤川橋埋没、澄川温泉への連絡橋 澄川2号橋全壊、赤川温泉への連絡橋 赤川小橋全壊 ・電気：配電線切断、八幡平地区783世帯停電（47分後復旧） ・電話：電話ケーブル切断 トロコ、大沼、後生掛、ふけの湯が不通（5月15日復旧） ・水田への影響：濁水流入面積234ha ・上水道への影響：米代川の汚濁により1日の取水量5千トンを超えて3千トンに制限。 ・被害額：建物18,720千円 道路、橋2,433,710千円

鹿角市災害年表

(2/3)

発生年	種別	概要
平成19年	集中豪雨	<p>9月16日から17日にかけて、秋田県北部を中心とする集中豪雨のため、鹿角市では降り始めからの総雨量が260mmに達し過去最高を観測。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：なし ・避難：避難勧告（377世帯1,175名）、避難指示（519世帯1,228名） ・住家被害：住家半壊3棟、一部損壊1棟 床上浸水…住家9棟、非住家1棟 床下浸水…住家72棟、非住家30棟 ・農業被害：水田：流失・埋没21.6ha、冠水156ha 畑：流失・埋没2.5ha、冠水3.5ha ・その他被害：水道66戸、農地・農業用施設220箇所、道路40箇所、橋りょう2箇所、河川46箇所など <p>《農林水産業施設被害：計815,800千円》 《公共土木施設被害：計374,215千円》 《農産物等被害：計42,895千円》 【被害総額1,232,910千円】</p>
平成23年	大雨	<p>9月21～22日、大雨により各地に被害が発生。 停電（22日全戸復旧）、倒木、交通障害、用水路閉塞、崖崩れ（法面崩落、山林崩落、土砂崩れ）、流木漂着（河川公園内）、河川土手洗掘（熊沢川左岸）、路肩欠落（市道、林道）。 22日1時35分、避難勧告発令。同5時45分解除。 対象世帯1,992世帯、5,320人。</p>
平成25年	集中豪雨	<p>8月9日 秋田県北部を中心とする集中豪雨のため、鹿角市では、10時52分までの1時間に108.5mmを記録、土砂災害や浸水害が多数発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害：なし ・避難勧告：1,150世帯2,707名 ・住家被害：住家3棟半壊、非住家1棟全壊、床上浸水23棟、床下浸水187棟
平成27年	雪害	<p>最大積雪深130cmを記録。 豪雪による人的被害（死者3名、重傷12名、軽傷1名）及び建物被害（住家被害49件、非住家被害59件）が発生し、鹿角市初となる「鹿角市雪害対策本部」が設置される。</p>
平成28年	その他	<p>5月から6月にかけて、大湯熊取平及び田代岱地内にて、山菜取りを目的とした入山者がクマに襲われる被害が連続して発生する。 （死者4名、負傷者2名）</p>
平成29年	大雨	<p>7月22日～23日、大雨により市内各地に被害が発生。 累加雨量は大湯で115mm、熊沢で150.5mm、八幡平大沼で176mmを記録。 住家の床下浸水11件、非住家床下浸水3件、宅地被害5件が発生。 市道、林道、河川施設を中心に大きな被害が発生。 被害想定額は約3億円。</p>
平成30年	大雨	<p>8月15日～16日、大雨により市内各地に被害が発生。 累加雨量は花輪で177.5mm、八幡平大沼で151.5mm、大湯で201mmを記録。 住家床下浸水3件、非住家床下浸水7件発生。 市道や林道、河川施設、農業用施設で被害が発生。 被害総額は171,927千円 16日2時30分 花輪沢小路地区2世帯に避難指示を発令。同13時50分解除 避難準備・高齢者等避難開始情報を発令。対象世帯5,433世帯、16,622人</p>

鹿角市災害年表

(3/3)

発生年	種別	概要
令和2年	大雨	7月11日～12日 梅雨前線の影響による大雨により、市内各地で累加雨量が100mmを超える。(花輪187.5mm 湯瀬135.5mm 八幡平164.5mm 大湯159mm) これにより国道104号線や市道5路線、西山農免道路、林道が冠水や路肩崩壊等により通行止めとなったほか、河川護岸の崩壊も発生。また宅地の崩落が4件発生したほか、農地への冠水や水路の破損などの農業被害も発生した。被害想定額は約158,695千円 避難準備・高齢者等避難開始情報を発令。 (対象世帯4,205世帯、9,870人)
令和4年	大雨	8月3日 梅雨前線に向かって台風6号に由来する暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、秋田県では線状降水帯の形成が確認され、3日0時からの総雨量は大湯川観測所で144.0mm、鹿角観測点で87.5mmを観測した。 これにより、十和田地区を中止に河川護岸の崩壊をはじめ、市道の路肩崩落や橋梁の損傷、農業用施設の損壊等が発生した。 被害総額は約165,136千円 避難指示・高齢者等避難を発令(対象世帯5,767世帯、15,460人)
	大雨	8月9日～13日 梅雨前線の影響による大雨により9日から雨が降り始め、13日深夜には1時間降水量が90mmの大雨となった。アメダス鹿角観測点での降り始めからの総雨量は444.0mmを観測した。 これにより尾去沢や花輪北部を中心に河川護岸の崩壊をはじめ、道路の路肩崩落や農業用施設などの被害が発生した。また、宅地の崩落が28件発生したほか、農地への冠水などの農業被害も発生した。 被害想定額は約1,497,959千円 避難指示・高齢者等避難を発令。 (対象世帯10,624世帯、24,361人)
令和7年	大雨	8月19日～21日 前線や暖かく湿った空気の影響により大気の状態が不安定となり、秋田県では記録的な大雨により県内各地に大きな被害をもたらした。総雨量はアメダス鹿角観測点で136.5mmとなった。 これにより市内各地で、道路の洗掘、陥没や農業用施設などの被害が発生したほか、JR花輪線も運休となった。 第1避難所8カ所を開設し、24世帯47人が避難。人的被害なし。
	大雨	9月2日～3日 前線や暖かく湿った空気の影響により、秋田県内で断続的に激しい雨が降り、県内各所に大きな被害をもたらした。24時間総雨量は県内5地点で観測史上1位の値を更新し、アメダス八幡平では24時間降水量211.0mm、3日までの総雨量は214.0mmを記録する大雨となった。 これにより市内各地で、道路の冠水、土砂崩れや農業用施設などの被害が発生した。 第1避難所8カ所を開設し、5世帯6人が避難。人的被害なし。

第2節 鹿角市の人口推移と高齢化

鹿角市は、昭和40年代からの鉱山の相次ぐ閉山や雇用機会の不足、高等教育機関への進学・都会志向、出生率の低下などから人口減少が続き、少子高齢社会を迎えている。総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は40.9%(令和2年現在)と、本格的な超高齢社会に突入している。

市はこの現状を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実施に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠である。例えば、避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」などに対する十分な配慮を始め、避難所として民間宿泊施設(温泉施設等)の一時借り上げや応急仮設住宅への優先的入居、さらに平時における医療機関との連携強化などが高齢者への支援対策として揚げられる。また、これらの支援については第2編以降の随所に「要配慮者」対策として、具体的な施策の策定と早期実施の必要性を記述した。